

農林水産省補助事業

インドネシアにおける食品添加物 の輸出可能性調査

2023年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジャカルタ事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等ございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品市場開拓課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/indonesia_additive)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：インドネシアにおける食品添加物の輸出可能性調査】

目次

1. 食品添加物の定義	1
2. 輸入規制	2
輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）	2
施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）	2
3. 食品関連の規制	3
食品添加物規格	3
食品添加物	3
残留農薬および動物用医薬品	7
重金属および汚染物質	7
ラベル表示	7
4. 輸入手続き	10
輸入通関手続き（通関に必要な書類）	10
輸入時の検査・検疫、販売許可手続き	12
5. 輸入関税等	13
関税	13
その他の税	13
6. その他	14
7. 関連リンク：関係省庁・根拠法・その他参考情報	15
関係省庁	15
根拠法・その他参考情報	15

1. 食品添加物の定義

「2019年6月28日付け国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則2019年第11号」によると、食品添加物のカテゴリーは次の通り。（ ）内はインドネシア語、英語の順。

- a. 消泡剤（antibuih、antifoaming agent）
- b. 凝結防止剤（antikempal、anticaking agent）
- c. 抗酸化剤（antioksidan、antioxidant）
- d. 炭化剤（bahan pengkarbonasi、carbonating agent）
- e. 乳化塩（garam pengemulsi、emulsifying salt）
- f. 梱包ガス（gas untuk kemasan、packaging gas）
- g. 保潤剤（humektan、humectant）
- h. 光沢剤（pelapis、glazing agent）
- i. 甘味料（pemanis、sweetener）、天然・人工を含む
- j. キャリア（pembawa、carrier）
- k. ゲル化剤（pembentuk gel、gelling agent）
- l. 発泡剤（pembuih、foaming agent）
- m. pH調整剤（pengatur keasaman、acidity regulator）
- n. 保存料（pengawet、preservative）
- o. 膨張剤（pengembang、raising agent）
- p. 乳化剤（pengemulsi、emulsifier）
- q. 増粘剤（pengental、thickener）
- r. 固化剤（pengeras、firming agent）
- s. 化学調味料（penguat rasa、flavour enhancer）
- t. 増量剤（peningkat volume、bulking agent）
- u. 安定剤（penstabil、stabilizer）
- v. 保色剤（peretensi warna、colour retention agent）
- w. 着色料（pewarna、colour）、天然・人工を含む
- x. 噴射剤（propelan、propellant）
- y. 隔離剤（金属イオン封鎖剤）（sekuestran、sequestrant）
- z. 香料（perisa、flavouring）
- aa. 小麦粉処理剤（perlakuan tepung、flour treatment agent）

2. 輸入規制

輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

これまでインドネシアは、東京電力福島第一原子力発電所事故発生時より、日本産農産物について放射性物質の検査報告書の提出を求めていたが、2022年7月26日付けでこの提出義務を解除した。これにより、インドネシアにおける放射性物質輸入規制が撤廃された。

施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

輸入を始める前に該当品目を国家医薬品食品監督庁（BPOM）に登録し、「加工食品流通許可書」を取得する必要がある。流通許可書を取得するためには、原産国の食品製造業者は食品安全システムに係る認証（GMP、HACCP、ISO22000）、同種の認定証明書、原産国政府の監査結果のいずれかを提出し、適正製造規範を満たしていることを証明する必要がある。

また、輸出国の商標保有者は、輸入業者との間で、インドネシアにおける販売者に指名するための「ディストリビューター指名書」の契約を締結する必要があり、併せて衛生証明（Health Certificate）または自由販売証明書（Certificate of Free Sale）の提出も求められる。

輸入にあたって、原産国における船積み前検査が義務付けられている。検査はインドネシアの商業大臣が指名する政府系検査機関の Kerja Sama Operasi Sucofindo-Surveyor Indonesia（KSO SCISI）社によって行われ、検査内容は次のとおり。

- 原産国と船積み港
- 船積み時期
- 船卸港
- HSコードと品目説明
- インドネシア国家規格（SNI）認証番号（SNIの適用製品のみ）
- 物品登録番号
- 流通許可承認書

検査結果をまとめた検査機関によるサーベイヤーレポート（LS）は、通関義務履行時に船卸港の税関に提出しなければならない。なお、食品添加物は動植物検疫の対象ではない。

3. 食品関連の規制

食品添加物規格

インドネシアは、食品の国際規格であるコーデックス規格（コーデックス委員会）に準拠しており、「保健大臣決定 No.HK.01.07/MENKES/261/2018」でインドネシア食品規格(SNI)として定められている。調査時点では2018年版が有効で、保健省のウェブサイト「e-KMI」にまとめられている。

なお、香料の規格については、「インドネシア国家規格 SNI 01-7152-2006 『食品添加物－香料の条件と食品における使用』」で定められている。

食品添加物

食品添加物として使用が禁止される物質については、「2012年7月12日付け保健大臣規則2012年第33号」の添付Iに、次の19種類がネガティブリストとして掲載されている。（ ）内はインドネシア語、英語の順。

- a. ホウ酸とその化合物 (asam borat dan senyawanya、boric acid)
- b. サリチル酸とその塩 (asam salisilat dan garamnya、salicylic acid and its salt)
- c. ジエチルピロカーボネート (dietilpirokarbonat、diethylpyrocarbonate, DEPC)
- d. ズルチン (dulsin、Dulcin)
- e. ホルムアルデヒド (formalin、formaldehyde)
- f. 臭素酸カリウム (kalium bromat、potassium bromate)
- g. 塩素酸カリウム (kalium klorat、potassium chlorate)
- h. クロラムフェニコール (kloramfenikol、chloramphenicol)
- i. 臭化植物性油 (minyak nabati yang dibrominasi、brominated vegetable oils)
- j. ニトロフラゾ (nitrofurazon、nitrofurazone)
- k. ズルカマラ (dulkamara、dulcamara)
- l. コカイン (kokain、cocaine)
- m. ニトロベンゼン (nitrobenzen、nitrobenzene)
- n. アントラニル酸シンナミル (sinamil antranilat、cinnamyl anthranilate)
- o. ジヒドロサフロール (dihidrosafrol、dihydrosafrole)
- p. トンカ豆 (biji tonka、tonka bean)
- q. ショウブの根茎からとれる精油 (minyak kalamus、calamus oil)
- r. ヨモギギクの精油 (minyak tansi、tansy oil)
- s. サッサfrasの精油 (minyak sasafra、sasafra oil)

一方、「BPOM 規則 2019 年第 11 号」の添付 I には、各カテゴリーの使用が許可される添加物の種類(物質名)と国際番号システム(INS)がリストアップされている。さらに、「BPOM 規則 2019 年第 11 号」の添付 II には、使用が許可される添加物の種類ごとの使用規制量の一覧が掲載されている。

ただし、香料のネガティブリストについては、前述の「BPOM 規則 2019 年第 11 号」の添付 I および II に定めがなく、「2020 年 6 月 30 日付け BPOM 規則 2020 年第 13 号 (2021 年 4 月 19 日付け BPOM 規則 2021 年第 11 号で変更)」の添付 I に、使用が許可されている香料の種類と INS、およびその種類ごとの使用規制量の一覧が掲載されている。

また、2021 年「BPOM 長官決定 No. HK.02.01.1.2.04.21.187」の添付 I には、新たに香料に追加することが許可された食品添加物 5 種の INS と使用規制量、添付 II には香料の中で使用が認められる香料化合物のリスト、添付 III には天然芳香族原料の一覧が掲載されている。

なお、使用規制量については、数量で表されているものと、「食品適正製造規範 (CPPB) 最大量」で表示されているものがある。CPPB 最大量とは、該当する食品中に得られ、期待される効果を得るのに必要とされる食品添加物の量のことで、数量で表されているものは数量的分析で証明する必要がある、CPPB 最大量とされているものは質的分析で証明する必要がある。

2 つ以上の添加物を混合した場合の使用量については、「2021 年 11 月 19 日付け BPOM 規則 2021 年第 29 号」の添付 II に、次のような計算例が示されている。

a. 異なる 2 つのカテゴリーから 2 種類の添加物を混合する場合

それぞれの種類の添加物について、次の公式により使用量を計算し、算定された使用量の小さい方を採用する。

$$\text{使用量 (mg/kg)} = \frac{\text{各添加物の規則に従った使用規制量 (mg / kg)}}{\left(\frac{\text{混合添加物における各添加物の含有率 (\%)}}{100} \right)}$$

b. 1 つの同じカテゴリーから 2 種類以上の添加物を混合する場合

次の公式により、混合する各添加物の使用規制量に対する割合を足した数値が 1 以下になるようにする。

$$\text{使用量 (mg/kg)} = \frac{1}{\left(\frac{\frac{1\text{つ目の添加物の含有率 (\%)}}{100}}{1\text{つ目の添加物の使用規制量}} \right) + \left(\frac{\frac{2\text{つ目の添加物の含有率 (\%)}}{100}}{2\text{つ目の添加物の使用規制量}} \right) + \dots <3\text{つ目以降続く}>}$$

- c. 異なる2つのカテゴリーから、各カテゴリー2種類ずつ添加物を混合する場合
それぞれのカテゴリーについて、次の公式により使用量を計算し、算定された使用量のうち最少の使用量を採用する。

$$\text{使用量 (mg/kg)} = \frac{1}{\left(\frac{\frac{1\text{つ目の添加物の含有率 (\%)}}{100}}{1\text{つ目の添加物の使用規制量}} \right) + \left(\frac{\frac{2\text{つ目の添加物の含有率 (\%)}}{100}}{2\text{つ目の添加物の使用規制量}} \right) + \dots <3\text{つ目以降続く}>}$$

- d. 同じカテゴリーから2種類の添加物を混合するが、その使用目的が異なる場合
それぞれの使用目的について、次の公式により使用量を計算し、算定された使用量のうち最少の使用量を採用する。

$$\text{使用量 (mg/kg)} = \frac{1}{\left(\frac{\frac{1\text{つ目の添加物の含有率 (\%)}}{100}}{1\text{つ目の添加物の使用規制量}} \right) + \left(\frac{\frac{2\text{つ目の添加物の含有率 (\%)}}{100}}{2\text{つ目の添加物の使用規制量}} \right) + \dots <3\text{つ目以降続く}>}$$

- e. 異なるカテゴリーから2種類の添加物を混合し、その使用目的が異なる場合
それぞれのカテゴリーとそれぞれの使用目的について、次の公式により使用量を計算し、算定された使用量のうち最少の使用量を採用する。

$$\text{使用量 (mg/kg)} = \frac{1}{\left(\frac{\frac{1\text{つ目の添加物の含有率 (\%)}}{100}}{1\text{つ目の添加物の使用規制量}} \right) + \left(\frac{\frac{2\text{つ目の添加物の含有率 (\%)}}{100}}{2\text{つ目の添加物の使用規制量}} \right) + \dots <3\text{つ目以降続く}>}$$

ただし、この場合は、使用目的ごとに最少の使用量を採用することもできる。

なお、次の混合物を使用してはならないとされている。

- a. 硝酸ナトリウム (INS.251)
- b. 硝酸カリウム (INS.252)
- c. 亜硝酸カリウム (INS.249)
- d. 亜硝酸ナトリウム (INS.250)

- e. 二酸化硫黄(INS.220)
- f. 亜硫酸ナトリウム(INS.221)
- g. 亜硫酸水素ナトリウム(INS.222)
- h. ピロ亜硫酸ナトリウム(INS.223)
- i. ピロ亜硫酸カリウム(INS.224)
- j. 硫酸カリウム (INS.225)
- k. 亜硫酸水素カルシウム(INS.227)
- l. 亜硫酸水素カリウム (INS.228)

加工助剤のための酵素および酵素固定化剤の使用については、「2019年10月16日付BPOM規則2019年第28号(2020年8月18日付BPOM規則2020年第20号で変更)」により、効果を得られる最小の使用量に限定すること、最終工程においては、①加熱、②許可された酸度調整剤を用いたpH調整、③濾過、④遠心分離などの方法を用い、できる限り残留をなくし、不活性化するように努めなければならないと規定されている。

使用が認められている酵素はEC番号ベースにて66種類で、本令の添付IVに一覧が掲載されている。最大残留量の基準はCPPBに基づくとされている。

一方、使用が許可される酵素固定化剤は本令の添付IXに、次の6種類が挙げられている(()内はCAS番号、使用規制量の順)。

- a. ジエチルアミノエチルセルロース (9013-34-7、CPPBに基づく)
- b. ガラス (99439-28-8、CPPBに基づく)
- c. グルタルアルデヒド (111-30-8、CPPBに基づく)
- d. セラミック (66402-68-4、CPPBに基づく)
- e. ポリエチレンイミン (9002-98-6、エチレンジアミンとして1mg/kg)
- f. 珪藻土 (天然焼成パウダー61790-53-2、高性能焼成68855-54-9、CPPBに基づく)

前述の指定酵素以外の酵素や酵素固定化剤を使用する場合は、BPOMの承認を取得しなければならない。

食品添加物については、国家医薬品食品監督庁(BADAN POM)のウェブサイトでの検索が可能。食品香料を除く食品添加物の分類と種類、INS、BPOMが定める食品カテゴリー番号とその名称、使用規制量、等を調べることができる。

食品香料については、国家医薬品食品監督庁加工食品標準化局の検索エンジンがあるものの、開発途中であるため注意が必要である。

残留農薬および動物用医薬品

残留農薬規制は原則、食品の国際規格であるコーデックス規格（コーデックス委員会）が採用されているが、残留農薬の監督を行うインドネシアの保健省と農業省は、1996年に「保健・農業大臣合同決定 No.881/Menkes/SKB/VIII/1996, No.711/Kpts/TP.270/8/96」で218種類の農薬について独自の残留/汚染上限を設けた。これらの基準を超える食品の輸入および国内販売は禁止されており、これらに規定されていない農薬の残留は認められていない。

重金属および汚染物質

特定の食品添加物の細菌汚染の許容値については、「BPOM 規則 2021 年第 29 号」の添付 I に一覧がある。続いて、この添付 I で混合添加物の重金属汚染許容値は、次のように定めている。

- a. 鉛 (Pb) : 5 mg/kg
- b. ヒ素 (As) : 3 mg/kg
- c. カドミウム (Cd) : 2 mg/kg
- d. 水銀 (Hg) : 1 mg/kg

さらに同じ添付 I にて、特定の添加物について、その他の化学汚染の許容値も定めている。なお、加工食品の重金属汚染の条件を定めた「2022 年 4 月 22 日付 BPOM 長官規則 2022 年第 9 号」の一覧に含まれる甘味料（白砂糖と蜂蜜を除く）の重金属汚染許容値は、次のとおり。

- a. ヒ素 (As) : 1.0 mg/kg
- b. 鉛 (Pb) : 0.25 mg/kg
- c. 水銀 (Hg) : 0.03 mg/kg
- d. カドミウム (Cd) : 0.2 mg/kg
- e. スズ (Sn) : 缶梱包は 250mg/kg、それ以外は 40 mg/kg

ラベル表示

「BPOM 規則 2018 年第 31 号 (BPOM 規則 2021 年第 20 号で変更)」によると、小売包装で販売される（以下、小売）食品添加物のラベルには“Bahan Tambahan Pangan”（食品添加物の意）と記載し、次を明らかにすることが義務付けられている。また、一般的な加工食

品と同様に、原料に豚肉を含む添加物については、“mengandung bab”の表示や食物アレルギー物質の表示が求められる。

- a. 食品添加物の分類
- b. 食品添加物の種類
- c. 加工食品における許容使用量（事業者向けに販売される食品添加物の場合は不要）

小売用食品添加物に食品加工プロセスを助ける補助材が含まれる場合は、原材料名一覧にその補助材を記載することも義務付けられている。

これらに加え、特に人口甘味料については次の表示も義務付けられている。

- a. ショ糖と比較した甘みの強さ
- b. 卓上用の人工甘味料の場合、“Untuk penderita diabetes dan/atau orang yang membutuhkan makanan berkalori rendah”（糖尿病疾患患者および/または低カロリー食品を必要とする人向け）と表示
- c. 5歳未満の児童、妊婦、授乳中の人への注意喚起として、“Mengandung pemanis buatan, disarankan tidak dikonsumsi oleh anak dibawah 5 (lima) tahun, ibu hamil, dan ibu menyusui”（人工甘味料を含む、5歳未満の児童、妊婦、授乳中の方の摂取は勧められない）と表示
- d. ポリオールを含む場合、過剰な摂取は消化障害に繋がる可能性があることを示すため、“Konsumsi berlebihan mempunyai efek laksatif”（過剰な摂取はお腹を緩くする可能性がある）と表示

これらのほか、アスパルテーム甘味料の場合は、“Mengandung fenilalanin, tidak cocok untuk penderita fenilketonurik”（フェニルアラニンを含む、フェニルケトン尿症の方には適しない）と警告し、“Tidak cocok digunakan untuk bahan yang akan dipanaskan”（加熱用の原料には適しない）と表示することも義務付けられている。

一方、着色料の場合は、次の表示も義務である。

- a. カラーインデックス（CI）番号の表示
- b. “緑の四角の中に緑の文字で PEWARNA PANGAN”または“PEWARNA MAKANAN”（いずれも食品着色料の意）と表示
- c. 黒丸の中に黒字で M のロゴを表示

なお、包装が小さいためにすべての表示事項が掲載できない卓上甘味料は、これらの規則の例外ではあるが、その場合でも食品添加物の種類、生産者の名称と住所、シヨ糖と比較した甘味の強さは表示することが義務付けられている。

また、2つ以上の添加物を混合する場合は、ラベルに次の記載が義務付けられている。

- a. “Bahan Tambahan Pangan Campuran” (“混合した食品添加物“の意)
- b. 主要な機能を有する食品添加物の分類
- c. 混合した食品添加物の使用が認められる加工食品の種類（事業者向けに販売される食品添加物の場合は不要)
- d. 加工食品の種類における使用規制量（同上)

ラベル表記は原則インドネシア語、アラビア数字、アルファベットでの表示が義務付けられている。

4. 輸入手続き

輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入通関にあたっては、「BPOM 規則 2017 年第 29 号（2020 年 7 月 9 日付け BPOM 規則 2020 年第 14 号で変更）」により、原産国の当局が発行した衛生証明（Health Certificate）および／あるいは自由販売証明書（Certificate of Free Sale）の準備が必要とされている。

また、輸入の都度、BPOM 長官より輸入許可を取得することも求められている。これはポストボーダー輸入証明書（SKI Post Border）と呼称されているもので、BPOM のウェブサイト（E-BPOM）、または財務省ナショナル・シングル・ウインドウ機関のウェブサイトから申請できる。この際、次のような書類をアップロードする必要がある。

- a. 分析証明：少なくとも食品添加物の名称、試験パラメーター、試験結果、分析方法、バッチ／ロット番号／製品コード、製造年月日／消費期限を記載。分析証明の発行者が製造業者と異なる場合は、製造業者名も分析証明の中に記載しておくこと。
SNI が強制適用の場合は SNI 使用製品証明を提出するが、現在までのところ SNI が強制適用になった食品添加物はまだない。
- b. 安全性・仕様データシート
- c. 使用／流通目的誓約書
- d. インボイス
- e. 原産国の当局が発行した衛生証明および／あるいは自由販売証明書
- f. 以前に輸入された食品添加物の流通報告
- g. その他証明書類（あれば）

申請手順は次のとおり。

1. 申請
2. 手数料の納付
3. 書類審査および安全性・効用・品質条件が満たされているかどうかの審査
4. 追加データの提出（必要とみなされた場合）
5. 輸入許可の電子発行

発行となった輸入許可は、ナショナル・シングル・ウインドウの公式サイトからダウンロードできる。有効期間は、申請が不備なく受け付けられてから最長 6 ヶ月間である。

輸入許可を取得した事業者には、輸入から 7 日以内に輸入実績について、BPOM の SKI

Border/Post Border を通じて報告することが義務付けられている。

このほか、小売用に包装され、最終消費者に直接販売される食品添加物の場合は、流通許可の取得も義務付けられている。「2017年12月20日付 BPOM 規則 2017年第27号」によると、BPOM による流通設備の監査を受けた後、BPOM のウェブサイト (E-REGISTRAYION) を通じて製品登録を行う。登録申請の際に添付する書類やデータは品目により異なることがあるが、主には次のとおり。

- A. 会社データ：製品登録サイトにおけるアカウント開設時にアップロード
 - a. 納税者番号 (NPWP)
 - b. 事業基本番号 (NIB)
 - c. BPOM の流通施設監査を経て得られた加工食品安全性管理システム認証 (SMKPO)
 - d. 海外の製造者から流通業者としての指名書 (LoA、公証要)
 - e. 海外の製造者の食品適正製造規範 (GMP)、ハサップ (HACCP)、ISO 22000 または原産国の当局の監査の認証
 - f. 原産国の当局が発行した衛生証明および／あるいは販売可能証明

- B. 製品データ：製品登録申請時にアップロード
 - a. 原材料構成
 - b. 製造工程
 - c. 製造コードについての情報
 - d. 保存期間についての情報
 - e. ラベル案
 - f. 製品の写真
 - g. 分析証明：食品添加物、細菌・重金属汚染、栄養素について
 - h. 商標 (あれば)
 - i. SNI 証使用製品証明 (あれば)
 - j. ハラール認証 (あれば)
 - k. 遺伝子組み換え証明 (あれば)
 - l. 有機認証 (あれば)
 - m. 放射線照射証明 (あれば)
 - n. その他

登録手順は次のとおり。

1. ウェブ申請
2. 登録料の納付命令書の発行。これを受け取ってから 10 日以内に納付する。
3. データおよび書類の評価。申請受付から 30 日以内に結果が発行される。
4. 3 の評価結果が承認推薦である申請に対する審査。申請受付から 35 日以内に結果が発行される。
5. 4 の結果が不備なしの場合、流通許可が発行される。

* 流通許可の申請に必要な書類と手順の詳細は、BPOM の加工食品監督総局加工食品登録局のウェブサイト（流通許可の申請に必要な書類と手順）を確認ください。

輸入品の流通許可番号は「BPOM RI ML…」で始まり、これをラベルに表示する必要があります。流通許可は輸入が始まる前に取得し、輸入時にはすでに、製品登録時に承認され流通許可に添付されたラベル案と同じデザインのラベルが製品に添付されていなければならない。

流通許可の有効期間は最長 5 年間だが、包装の種類やラベルのデザインを含む変更がある場合は、取得し直す必要がある。

輸入時の検査・検疫、販売許可手続き

輸入時の検査・検疫はないが、税関エリアを通過後に、輸入要件を満たしているか確認のためのポストボーダー検査が行われる。輸入要件とは、船積み前検査の結果をまとめたサーベイヤーレポート（LS）を指す。ポストボーダー検査のため、輸入業者は、サーベイヤーレポート（LS）および輸入申告書を少なくとも 5 年間保管しなければならない。

輸入業者は当該輸入品を使用、販売、譲渡する前に、輸入要件を満たしていることを表明した宣言書（Self-Declaration）を作成し、輸入申告書の番号を記載のうえ、商業省の許認可ポータルサイト「INATRADE」を通して提出する。なお、食品添加物の販売にあたって販売許可は必要ない。

5. 輸入関税等

関税

CIF(運賃保険料込み条件)から計算して、輸入申告前に納付する。HS コード別の税率は次のとおり。

32030010 (着色料) : 0%

29224220 (グルタミン酸ナトリウム) : 5%

ただし、日本・インドネシア経済連携協定(JIEPA)や日本 ASEAN 経済連携協定(AJCEP)、地域的な包括的経済連携協定(RCEP)により、品目に応じて関税撤廃もしくは削減されている。適用のためには、特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写しなど)の提出が必要となる。

その他の税

CIF の 10% の付加価値税 (VAT) が課せられるほか、国内取引時も取引価額に 10% が加算される。いずれも、商品購入時に事業者が負担した仕入れの VAT 額は、販売時に取引先から徴収する売上げの VAT 額と、月次単位で相殺される。

また、輸入時には、前払い所得税 (PPh-22) が輸入申告前に徴収される。税率は、輸入業者認定番号 (API) を保有している場合は CIF の 2.5%、保有していない場合は CIF の 7.5% である。これは法人税の年次申告時に法人税と相殺される。

6. その他

ハラール認証を受けようとする事業者は事前にハラール保証システムを適用した上で、ハラール製品保証実施機関（BPJPH）へ認証を申請する必要がある。審査を受けた後、指定された検査機関による試験・検査を受けてハラールと認められれば、ハラール・ファトワ会議による教義面での検討にかけられる。ここで問題なしとされればハラール決定が出され、これに基づき BPJPH がハラール認証を発行する。ハラール認証を受けた食品には、所定のハラール・ロゴを包装に表示することが義務づけられている。調査時点では、日本国内において認証を申請・取得することはできない。

ハラール認証の有効期間は原材料の構成に変更があるまでで、変更がない場合は、最長 4 年間有効である。

「2018 年 5 月 22 日付 BPOM 長官規則 2018 年第 6 号」により、遺伝子組み換え食品には、国内流通に際して BPOM から遺伝子組み換え食品安全性認証を受けることが義務付けられている。BPOM へ認証申請の後、遺伝子組み換え製品安全委員会（KKH-PRG）の評価を受け、宗教、倫理、社会文化、環境などの基準に反する要素が見られないと判断されれば、技術評価プロセスを 60 日間、一般公開した後、市民から異議などが寄せられなければ KKH-PRG が BPOM へ推薦状を発行する。これに基づき、BPOM は遺伝子組み換え食品安全性認証を発行する。遺伝子組み換え食品安全認証に基づいて安全であることが表明された遺伝子組み換え食品には、そのラベルに“PRODUK REKAYASA GENETIK”（遺伝子組み換え製品の意）と表示する必要がある。

「2017 年 1 月 30 日付 BPOM 長官規則 2017 年第 1 号」により、有機加工食品をインドネシア国内で流通させるには、国家認定委員会（KAN）に認定された有機認証機関が発行した有機認証で証明されている必要がある。有機認証を受けた加工食品は、そのラベルと広告において、食品の種類の後ろに“Organik”（有機の意）と記載し、法令で定められたインドネシア有機ロゴを表示することが義務付けられている。

なお、本令には、有機加工食品への使用が認められる食品添加物や加工助剤として 40 種類が挙げられている。

「2018 年 5 月 7 日付 BPOM 規則 2018 年第 3 号」によると、放射線照射食品には放射線照射証明の添付が義務付けられ、そのラベルの食品の種類の後ろに“PANGAN IRADIASI”（放射線照射食品の意）と記載し、法令で定められた専用ロゴを付すこととされている。

7. 関連リンク：関係省庁・根拠法・その他参考情報

関係省庁

- ・ 国家医薬品食品監督庁（BPOM）（インドネシア語）

<https://www.pom.go.id/new/>

- ・ 商業省（インドネシア語）

<https://www.kemendag.go.id/>

- ・ 農業省（インドネシア語）

<https://www.pertanian.go.id/>

- ・ 保健省（インドネシア語）

<https://www.kemkes.go.id/>

- ・ 財務省（インドネシア語）

<https://www.kemenkeu.go.id/home>

- ・ 財務省関税総局（インドネシア語）

<https://www.beacukai.go.id/>

- ・ ハラル製品保証実施機関（BPJPH）（インドネシア語）

<http://www.halal.go.id/>

根拠法・その他参考情報

1. 食品添加物の定義

- ・ 国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2019 年第 11 号（インドネシア語）

<https://jdih.pom.go.id/download/product/848/11/2019>

- ・ 国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2017 年第 29 号（インドネシア語）

<https://jdih.pom.go.id/download/product/764/29/2017>

- ・ 国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2020 年第 14 号（インドネシア語）

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1120/14/2020>

2. 輸入規制

- ・ 国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 令 2017 年第 27 号 (インドネシア語)

https://e-klinikdesainmerekemas.kemenperin.go.id/regulation_download/19q6Ara7

- ・ 商業大臣規則 No.87/M-DAG/PER/10/2015 (インドネシア語)

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/143170/permendag-no-87m-dagper102015-tahun-2015>

- ・ 農林水産省「インドネシアによる日本産食品の輸入規制の撤廃について」

https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/220729.html

- ・ ジェトロ「輸入加工食品に国際認証が必須に」(2016 年 11 月)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/11/c872c29eddd4a753.html>

- ・ ジェトロ「インドネシア 貿易管理制度「輸入管理その他」詳細

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/trade_02/pdfs/idn2E010_imp_admin.pdf

3. 食品関連の規制

- ・ 保健省「e-KMI」(インドネシア版コーデックス) (インドネシア語)

<https://e-kmi.kemkes.go.id/>

- ・ 国家標準化庁長官決定 No.10/KEP/BSN/1/2015 (インドネシア語)

http://akses-sispk.bsn.go.id/Upload/Dokumen/SK_SNI/29404_SK%20SNI%20no%2010-KEP-BSN-1-2015.PDF

- ・ 保健大臣規則 2012 年第 33 号 (インドネシア語)

http://hukor.kemkes.go.id/uploads/produk_hukum/PMK%20No.%20033%20ttg%20Bahan%20Tambahan%20Pangan.pdf

- ・ 国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 規則 2019 年第 11 号 (インドネシア語)

<https://jdih.pom.go.id/download/product/848/11/2019>

- ・ 国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 規則 2020 年第 13 号 (インドネシア語)

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1119/13/2020>

- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2021 年第 11 号（インドネシア語）
<https://jdih.pom.go.id/download/product/1251/11/2021>
- ・2021 年 BPOM 長官決定 No. HK.02.01.1.2.04.21.187（インドネシア語）
<https://jdih.pom.go.id/download/product/1259/HK.02.01.1.2.04.21.187/2021>
- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2021 年第 29 号（インドネシア語）
<https://jdih.pom.go.id/download/product/1324/29/2021>
- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2019 年第 28 号（インドネシア語）
<https://jdih.pom.go.id/download/product/832/28/2019>
- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2020 年第 20 号（インドネシア語）
<https://jdih.pom.go.id/download/product/1126/20/2020>
- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）（食品添加物の検索ウェブサイト）（インドネシア語）
<https://standarpangan.pom.go.id/cekbtp/web/relasi-baru>
- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）（食品香料の検索ウェブサイト）（インドネシア語）
<https://standarpangan.pom.go.id/produk-standardisasi/hasil-kajian-pengajuan-permohonan/btp-perisa>
- ・保健・農業大臣合同決定 No.881/Menkes/SKB/VIII/1996,No.711/Kpts/TP.270/8/96（インドネシア語）
<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/aff/2022/indonesia/No.881.pdf>
- ・農林水産省「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html
- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）長官規則 2022 年第 9 号（インドネシア語）
<https://jdih.pom.go.id/download/product/1375/9/2022>
- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2018 年第 31 号（インドネシア語）
<https://jdih.pom.go.id/download/product/795/31/2018>

- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2021 年第 20 号（インドネシア語）

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1287/20/2021>

4. 輸入手続き

- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2017 年第 29 号（インドネシア語）

<https://jdih.pom.go.id/download/product/764/29/2017>

- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）（E-BPOM）（輸入許可申請）（インドネシア語）

<https://e-bpom.pom.go.id/>

- ・財務省ナショナル・シングル・ウインドウ機関（輸入許可申請）（インドネシア語）

<https://insw.go.id/>

- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2017 年第 27 号（インドネシア語）

<https://jdih.pom.go.id/download/product/763/27/2017>

- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）加工食品監督総局 加工食品登録局「E-REGISTRATION」（インドネシア語）

<https://e-reg.pom.go.id/>

- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）規則 2020 年第 14 号（インドネシア語）

https://registrasipangan.pom.go.id/page/tatacara_registrasi

- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）加工食品監督総局 加工食品登録局「流通許可の申請に必要な書類と手順」（インドネシア語）

https://registrasipangan.pom.go.id/page/tatacara_registrasi

- ・商業大臣規則 No.87/M-DAG/PER/10/2015（インドネシア語）

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/143170/permendag-no-87m-dagper102015-tahun-2015>

- ・許認可ポータルサイト「INATRADER」（インドネシア語）

<https://inatrade.kemendag.go.id/#/>

5. 輸入関税等

- ・財務大臣規則 No.6/PMK.010/2017 (インドネシア語)

<https://jdih.kemenkeu.go.id/fullText/2017/6~PMK.010~2017Per.pdf>

- ・財務大臣規則 No.30/PMK.010/2017 (インドネシア語)

<https://jdih.kemenkeu.go.id/fullText/2017/30~PMK.010~2017Per.pdf>

- ・外務省「日本・インドネシア経済連携協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html

- ・ジェトロ「日本・インドネシア経済連携協定」

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/jiepa.html>

- ・ジェトロ「インドネシア 関税制度」

https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/trade_03.html

- ・財務大臣規則 No.34/PMK.010/2017 (インドネシア語)

<https://jdih.kemenkeu.go.id/fullText/2017/34~PMK.010~2017Per.pdf>

6. その他

- ・宗教大臣規則 2019 年第 26 号 (インドネシア語)

<http://itjen.kemenag.go.id/sirandang/index.php/peraturan/6088-26-penyelenggaraan-jaminan-produk-halal>

- ・国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 長官規則 2018 年第 6 号 (インドネシア語)

<https://jdih.pom.go.id/download/product/820/6/2018>

- ・国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 長官規則 2017 年第 1 号 (インドネシア語)

<https://jdih.pom.go.id/download/product/790/1/2017>

- ・国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 規則 2018 年第 3 号 (インドネシア語)

<https://jdih.pom.go.id/download/product/814/3/2018>

インドネシアにおける食品添加物の輸出可能性調査

2023年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転